



山形県公報

平成22年2月19日(金)
第2119号
~~~~~  
毎週火・金曜日発行

## 目次

### 告 示

- 漁業共済の契約締結の申込みについての同意成立の届出……………(農政企画課) ……147
- 公共測量の終了の通知……………(農村計画課) ……148
- 道路の区域の変更……………(村山総合支庁建設総務課) ……同
- 県道の供用の開始……………(同) ……149
- 道路の区域の変更……………(置賜総合支庁建設総務課) ……同
- 同……………(同) ……同
- 県道の供用の開始……………(同) ……150
- 都市計画の変更の案の縦覧……………(都市計画課) ……同
- 同……………(同) ……同
- 都市計画事業の変更の認可……………(同) ……151
- 県証紙売りさばき業務の廃止の届出……………(出納局) ……同

### 公 告

- 大規模小売店舗の廃止の届出……………(商業経済交流課) ……152

## 告 示

### 山形県告示第124号

次の加入区に係る漁業災害補償法(昭和39年法律第158号)第108条第2項の規定による漁獲共済に係る共済契約の締結の申込みをすることについての同意は、同項に規定する要件に適合すると認める。

平成22年2月19日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 (1) 加入区の名称  
酒田市中心部加入区
- (2) 加入区の区域及び漁業の区分
  - イ 加入区の区域 酒田市北部加入区、酒田市南部加入区、酒田市浜中加入区、酒田市十里塚加入区及び酒田市宮野浦加入区の区域以外の酒田市の区域(飛島を除く。)
  - ロ 漁業の区分 総トン数10トン未満の漁船によりいか釣り漁業を主とする漁業、小型機船底びき網漁業、沖合底びき網漁業(総トン数15トン以上75トン未満の漁船によるものをいう。)及び小型いか釣り漁業(総トン数5トン以上30トン未満の漁船によるものをいう。)
- 2 (1) 加入区の名称  
酒田市中心部加入区
- (2) 加入区の区域及び漁業の区分
  - イ 加入区の区域 酒田市北部加入区、酒田市南部加入区、酒田市浜中加入区、酒田市十里塚加入区及び酒田市宮野浦加入区の区域以外の酒田市の区域(飛島を除く。)
  - ロ 漁業の区分 総トン数10トン未満の漁船により主として刺網を使用して営む漁業
- 3 (1) 加入区の名称  
飛島法木加入区
- (2) 加入区の区域及び漁業の区分

- イ 加入区の区域 酒田市飛島字法木の区域  
 ロ 漁業の区分 総トン数10トン未満の漁船によりいか釣り漁業を主とする漁業
- 4 (1) 加入区の名称  
 飛島中村加入区  
 (2) 加入区の区域及び漁業の区分  
 イ 加入区の区域 酒田市飛島字中村の区域  
 ロ 漁業の区分 総トン数10トン未満の漁船によりいか釣り漁業を主とする漁業
- 5 (1) 加入区の名称  
 飛島勝浦加入区  
 (2) 加入区の区域及び漁業の区分  
 イ 加入区の区域 酒田市飛島字勝浦の区域  
 ロ 漁業の区分 総トン数10トン未満の漁船によりいか釣り漁業を主とする漁業
- 6 (1) 加入区の名称  
 鶴岡市鼠ヶ関加入区  
 (2) 加入区の区域及び漁業の区分  
 イ 加入区の区域 鶴岡市五十川、温海、大岩川、小岩川、早田及び鼠ヶ関の区域  
 ロ 漁業の区分 総トン数10トン未満の漁船により刺網若しくははえ縄を使用して、又は釣りによって営む漁業を主とする漁業であって鶴岡市早田の区域の者が営むもの
- 7 (1) 加入区の名称  
 鶴岡市鼠ヶ関加入区  
 (2) 加入区の区域及び漁業の区分  
 イ 加入区の区域 鶴岡市五十川、温海、大岩川、小岩川、早田及び鼠ヶ関の区域  
 ロ 漁業の区分 総トン数10トン未満の漁船により刺網若しくははえ縄を使用して、又は釣りによって営む漁業を主とする漁業であって鶴岡市鼠ヶ関の区域の者が営むもの

#### 山形県告示第125号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、山形地方法務局長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があった。

平成22年2月19日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 公共測量を実施した地域  
 鶴岡市日吉町及び上畑町の各全地域
- 2 公共測量を実施した期間  
 平成21年9月1日から同年12月21日まで
- 3 作業の種類  
 公共測量（登記所備付地図作成基準点設置作業）

#### 山形県告示第126号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部建設総務課において平成22年2月19日から同年3月4日まで縦覧に供する。

平成22年2月19日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 県 道
- 2 路 線 名 妙見寺西藏王公園線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

| 区                  | 間 | 旧新の別 | 敷地の幅員                    | 延長                      |
|--------------------|---|------|--------------------------|-------------------------|
| 山形市大字妙見寺字焼野548番1から |   | 旧    | 34.6 <small>メートル</small> | 110 <small>メートル</small> |
| 同 542番3まで          |   |      | 28.0                     |                         |
| 同                  | 上 | 新    | 38.0 <small>メートル</small> | 同上                      |
|                    |   |      | 28.0                     |                         |

## 山形県告示第127号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部建設総務課において平成22年2月19日から同年3月4日まで縦覧に供する。

平成22年2月19日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 路線名 妙見寺西蔵王公園線
- 2 供用開始の区間 山形市大字妙見寺字焼野548番1から  
同 542番3まで
- 3 供用開始の期日 平成22年2月19日

## 山形県告示第128号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、置賜総合支庁建設部建設総務課において平成22年2月19日から同年3月4日まで縦覧に供する。

平成22年2月19日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 287号
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

| 区                     | 間 | 旧新の別 | 敷地の幅員                    | 延長                      |
|-----------------------|---|------|--------------------------|-------------------------|
| 東置賜郡川西町大字中小松字六角3499から |   | 旧    | 14.4 <small>メートル</small> | 228 <small>メートル</small> |
| 同 大字下小松字土橋3番1まで       |   |      | 10.0                     |                         |
| 同                     | 上 | 新    | 15.6 <small>メートル</small> | 同上                      |
|                       |   |      | 11.6                     |                         |

## 山形県告示第129号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、置賜総合支庁建設部建設総務課において平成22年2月19日から同年3月4日まで縦覧に供する。

平成22年2月19日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 広幡窪田線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

| 区                    | 間 | 旧新の別 | 敷地の幅員                    | 延長                     |
|----------------------|---|------|--------------------------|------------------------|
| 米沢市広幡町上小菅字官力式555番地から |   | 旧    | 19.0 <small>メートル</small> | 35 <small>メートル</small> |
| 同 字館ノ在家壺66番地まで       |   |      | 16.6                     |                        |
| 同                    | 上 | 新    | 20.0 <small>メートル</small> | 同上                     |
|                      |   |      | 16.6                     |                        |

**山形県告示第130号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、置賜総合支庁建設部建設総務課において平成22年2月19日から同年3月4日まで縦覧に供する。

平成22年2月19日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 路線名 広幡窪田線
- 2 供用開始の区間 米沢市広幡町上小菅字官力式555番地から  
同 字館ノ在家壺66番地まで
- 3 供用開始の期日 平成22年2月19日

**山形県告示第131号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第1項の規定により次の都市計画を変更するため、同条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、当該都市計画の変更の案を次のとおり縦覧に供する。

平成22年2月19日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 都市計画の種類及び名称
  - (1) 種類 米沢都市計画道路
  - (2) 名称 3・3・6号万世中田線、3・4・10号通町花沢線及び3・4・12号片子旭町線
- 2 都市計画を変更する土地の区域
  - (1) 3・3・6号万世中田線
    - イ 追加する部分 なし
    - ロ 削除する部分 米沢市万世町片子字柏原、字柏原東及び字小原地内
  - (2) 3・4・10号通町花沢線
    - イ 追加する部分 米沢市花沢町一丁目、花沢町及び大字花沢字下川原二地内
    - ロ 削除する部分 米沢市花沢町一丁目、花沢町及び大字花沢字下川原二地内
  - (3) 3・4・12号片子旭町線
    - イ 追加する部分 なし
    - ロ 削除する部分 米沢市万世町片子、万世町片子字柏原及び字小原、東一丁目、東二丁目、東三丁目、下花沢一丁目並びに東大通三丁目地内
- 3 都市計画の案の縦覧の期間及び場所
  - (1) 期間 平成22年2月19日から同年3月5日まで
  - (2) 場所 土木部都市計画課及び置賜総合支庁建設部道路計画課並びに米沢市役所
- 4 その他
 

この都市計画の変更の案については、縦覧期間満了の日までに、知事に対し意見書を提出することができる。

**山形県告示第132号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第1項の規定により次の都市計画を変更するため、同条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、当該都市計画の変更の案を次のとおり縦覧に供する。

平成22年2月19日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 都市計画の種類及び名称

長井都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

2 都市計画を変更する土地の区域

(1) 追加する部分

長井市九野本字西高野、字大正、字東新町、字谷地寺、字大谷地、字長野、字中道、字高野及び字谷地、泉字中河原壱、字中河原式、字中河原三、字中河原四、字落堀、字向川原、字丸山壱、字丸山式、字丸山参、字船場壱、字船場式、字船場三、字金山、字東田之入、字枝沢、字東一本木、字先達沢、字五葉沢、字羽黒沢、字境之沢、字松河端壱、字松河端式、字前開、字白川向壱、字白川向式、字高野河原壱、字高野河原式、字高野河原三、字高野河原四、字前川原壱、字壱本木、字金坪、字前小路、字館、字向野、字河原子壱、字河原子式、字河原子三、字羽黒南、字前川原式及び字的場、時庭字壇ノ越、字諏訪、字諏訪前、字諏訪ノ下、字八幡前、字南田、字田仲前、字田仲北、字町屋敷、字仲道、字仲道東、字下川原、字下川原西、字壇廻、字向北、字六角、字石仏、字藤檀、字川崎、字上川原、字上川原前、字向川原、字向川原前、字向川原西、字板橋東、字滑志川原、字東滑志、字向西、字舟場上、字向、字東川原、字船場尻、字塔場東、字街道東、字街道、字街道西、字船場、字中島川原、字豊成、字豊改二、字豊田、字五ノ神、字猫作、字九枚田、字細川及び字田仲、歌丸字下歌丸、字下歌丸式、字下歌丸参、字下歌丸四、字中道、字中道式、字中道参、字中道四、字中道五、字中道六、字界斉、字界斉壱、字界斉式、字界斉参、字界斉四、字界斉五、字界斉六、字界斉七、字下河原、字下川原一、字下川原三、字下川原四、字川原一、字川原二、字川原三、字川原四、字六本佛壱、字田中六及び字田中七、河井並びに今泉地内

(2) 削除する部分 なし

3 都市計画の案の縦覧の期間及び場所

(1) 期 間 平成22年2月19日から同年3月5日まで

(2) 場 所 土木部都市計画課及び置賜総合支庁建設部西置賜道路計画課並びに長井市役所

4 その他

この都市計画の変更の案については、縦覧期間満了の日までに、知事に対し意見書を提出することができる。

山形県告示第133号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成22年2月19日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 施行者の名称

山形市

2 都市計画事業の種類及び名称

(1) 種 類 山形広域都市計画道路事業

(2) 名 称 3・4・8号美畑天童線

3 事業地

(1) 収用の部分 変更なし

(2) 使用の部分 なし

4 事業施行期間

平成16年1月27日から平成25年3月31日まで

山形県告示第134号

山形県証紙条例施行規則（昭和39年4月県規則第34号）第16条第1項の規定により、次の証紙の売りさばき人から、次のとおり証紙の売りさばき業務を廃止する旨の届出があった。

平成22年2月19日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 氏 名     | 住 所           | 売りさばき所の所在地 | 廃 止 年 月 日  |
|---------|---------------|------------|------------|
| 庄 司 順 子 | 酒田市亀ヶ崎一丁目6番1号 | 同 左        | 平成22. 2. 1 |

## 公 告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第5項の規定により、次のとおり大規模小売店舗内の店舗面積の合計を同法第3条第1項の基準面積以下とする旨の届出があった。

平成22年2月19日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 届出者の名称及び住所  
破産者 株式会社千恵企画  
破産管財人弁護士 浜田敏  
破産管財人弁護士 伊藤陽介  
山形市七日町一丁目4番18号
- 2 大規模小売店舗の名称及び所在地  
東根ショッピングセンター  
東根市中央一丁目9番1号
- 3 大規模小売店舗内の店舗面積の合計  
（廃止前）9,074平方メートル  
（廃止後） 0平方メートル
- 4 大規模小売店舗内の店舗面積の合計を基準面積以下とする日  
平成18年10月24日